○中国地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間
九号	益田市下本郷町六八番四から同市乙吉町イ八七番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年五月十七日

○四国地方整備局告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局、同局香川河川国道事務所及び同局松山河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　道路の種類及び路線名　一般国道　十一号

二　道路の位置　香川県高松市国分寺町新居字上向田地先から愛媛県四国中央市川之江町井地地先まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　香川テレビ放送網株式会社　代表取締役　三谷　繁雄

住　所　香川県坂出市京町一丁目六番三十七号

四　他の管理者が行う管理の内容

「一般国道十一号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道十一号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

五　管理の期間　平成二十五年四月十七日から本協定の存続する日まで

○四国地方整備局告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局松山河川国道事務所及び同局大洲河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　道路の種類及び路線名　一般国道　五十六号

二　道路の位置　愛媛県喜多郡内子町内子地先から愛媛県喜多郡内子町城廻地先まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＫＤＤＩ株式会社　代表取締役社長　田中　孝司

住　所　東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号

四　他の管理者が行う管理の内容

「一般国道十一号、五十六号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道十一号、五十六号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

五　管理の期間　平成二十五年四月十七日から本協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年五月十七日

九州地方整備局長　吉崎　収

第１　起業者の名称　鹿児島県

第２　事業の種類　一般国道226号改築工事（笠沙道路・鹿児島県南さつま市笠沙町片浦字當崎地内から同市笠沙町片浦字小崎浜ノ平地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　鹿児島県南さつま市笠沙町片浦字當崎、字番所、字市﨑山、字南﨑大崩、字高﨑大崩ノ下、字下米山、字米山、字勘場平、字中野、字小崎浜ノ平地内

２　使用の部分　鹿児島県南さつま市笠沙町片浦字勘場平、字中野、字鳥ノ口平、字椎ノ木上壇、字浦切松及び字小崎浜ノ平地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県南さつま市笠沙町片浦字白河原地内から同市笠沙町片浦字迫椀デラ地内までの延長2.240ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道226号改築工事（笠沙道路・鹿児島県南さつま市笠沙町片浦字當崎地内から同市笠沙町片浦字小崎浜ノ平地内まで）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道226号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない（以下「指定区間外」という。）。指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、鹿児島県は本件区間について認可を受けている。

本件区間は、指定区間外であること、鹿児島県内に存することから道路法第13条第１項の規定により鹿児島県が道路管理者となることなどから、起業者である鹿児島県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

（１）得られる公共の利益

本路線は、鹿児島県南さつま市加世田本町地内の一般国道270号との接続点を起点とし、枕崎市、南九州市及び指宿市を経由して鹿児島市城山町地内の一般国道10号との接続点を終点とする延長156.0kmの幹線道路である。

本路線のうち、鹿児島県南さつま市加世田本町地内から同市笠沙町野間池地内における本路線延長約27kmは、薩摩半島の西側の海岸沿いを走る唯一の幹線道路となっており、沿線地域住民の経済活動、通勤、通学の日常生活道路に貢献しており、緊急輸送道路（２次ネットワーク）の役割も担っている。

当該路線沿いには野間池漁港及び片浦漁港が存在していることから水産物の輸送道路としても重要な役割をもっている。

また、県立自然公園条例に基づき、坊野間県立自然公園に指定された景勝地や観光地が存在していることから、そのアクセス道路にもなっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

当該現道は、海岸沿いの急峻な地形を通過していることから、車道部の最小幅員が2.6mであり、約８割の区間の車道幅員が6.0mに満たない狭小な道路であることに加え、曲線半径が100m未満の線形不良箇所が41箇所存在していることから車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしている。